

不祥事で謹慎処分を受けた指導者（責任教師、監督、コーチ）
の取り扱いについて

平成19年11月30日
下線部改正

(1) 日本学生野球憲章第9条1項違反による謹慎処分者の取り扱い

▷ 憲章第9条1項違反で、有期の謹慎処分を受けた指導者（責任教師、監督、コーチ）は、その謹慎処分期間中、当該校およびその他の高等学校野球部の活動（指導）に携わることはできない。

(2) 日本学生野球憲章第9条1項違反該当の指導者本人に関する事件で謹慎処分を受けた指導者復帰の取り扱い

▷ 指導者として6ヵ月以上の謹慎処分を受けた指導者が復帰する場合、所属都道府県連盟を通じて申請、日本高等学校野球連盟の承認を必要とする。

(3) 本人が直接関与しない憲章違反事件で引責辞任した指導者の復帰の取り扱い

▷ 学校長がその復帰を認め、所属連盟に復帰届があった場合、当該事件についての処分が解除された以後復帰が認められる。

この場合、日本高等学校野球連盟への届け出のみとし、承認を必要としない。

以 上